

一、本會の事務は、理事及び監事より行はるべし。理事は、本會の事務を執行し、監事は、理事の執行を監督する。理事及び監事は、本會の利益を損なふ行為をしてはならぬ。理事及び監事は、本會の事務を執行し、監事は、理事の執行を監督する。理事及び監事は、本會の利益を損なふ行為をしてはならぬ。

財団法人協同會大阪支所

對ニ可成リ悉給セルモノ、如クデアル然シ減額ノ計畫ハ十日ヲ以ツテ斷行スルコトヲナツテ居ル